様式第2号(第2条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁業集落排水設備設置延期決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった排水設備の延期については、次のとおり決定したので通知します。 | | | |
|  | 決定区分 | □承認します　　　　□承認しません |  |
| 設置場所 | 出雲市　　　　　　町　　　　　　番地 |
| 公示による設置期限 | 年　　　月　　　日 |
| 延期を認める期間 | 年　　　月　　　日から  　　　　　　年　　　月　　　日まで |
| 決定の理由 |  |
| 備考 |  |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  ら起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った  日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を  代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提  起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１  　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは  　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ  　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の  　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | |